

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和3年11月8日 午後 1時18分 開 議

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	設楽健夫
委員	中根光男
委員	川村成二
委員	小倉博

欠席委員

なし

委員外議員

なし

出席説明者

教 育 長	大山隆雄
市 民 部 長	山内美則
保健福祉部長	君山悟
教 育 部 長	田崎守一
市民協働課長	中泉栄一
企 画 監	宮本明
国保年金課長	豊崎良憲
健康づくり増進課長	川原場宗徳
学校教育課長	岩井雄一郎
学校教育課長補佐	磯山健史
学校教育課長補佐	中村基紀

出席書記名

議会事務局 柏崎博子

議 事 日 程

令和3年11月8日（月曜日）午後 1時18分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) かすみがうら市教育振興基本計画（案）について
 - (2) 千代田義務教育学校の進捗状況について
 - (3) 新型コロナウイルスワクチン接種について
 - (4) 都市計画道路神立停車場線道路照明施設設置工事の概要について
 - (5) 旧新治地方広域事務組合施設等解体工事について
 - (6) 国民健康保険税課税算定方式の見直しについて
 - (7) かすみがうら市学区審議会委員の推薦について
 - (8) その他
3. 閉 会

開 会 午後 1時18分

○櫻井繁行委員長

皆様、改めまして、こんにちは。

委員の皆様方にはお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開かせていただきます。

本日、教育長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

○教育長（大山隆雄君）

本日は、ご多忙の中、文教厚生委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、1つ、かすみがうら市教育振興基本計画（案）について、2つ目として、千代田義務教育学校の進捗状況について、3つ目として、新型コロナウイルスワクチン接種について、4つ目として、都市計画道路神立停車場線道路照明施設設置工事の概要について、5つ目として、旧新治地方広域事務組合施設等解体工事について、6つ目として、国民健康保険税課税算定方式の見直しについて、7つ目として、かすみがうら市学区審議会委員の推薦についての以上7件について、ご提案とご説明をさせていただくことをお願いしております。委員の皆様には、今後の本市行政執行へのご助言も含めまして、ご意見をいただければと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。議会事務局、柏崎係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、1番、かすみがうら市教育振興基本計画（案）についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（田崎守一君）

教育委員会からは、かすみがうら市教育振興基本計画（案）についてと千代田義務教育学校の進捗状況についてを説明をさせていただきます。

最初のかすみがうら市教育振興基本計画（案）につきましては、私ども教育委員会の学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課の3つの課にわたる計画でございますので、代表いたしまして、幹事課の学校教育課、岩井課長のほうからまとめて説明をいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

それでは次第（1）かすみがうら市教育振興基本計画（案）についてご説明いたします。

令和3年度をもちまして、現行の教育振興基本計画が期間を終了いたしますことから、2022年度から5年間の期間におきまして、計画を策定するものでございます。

この計画策定に当たりましては、各教育部門の代表者や学識経験者で構成されます策定委員会におきまして、昨年度から協議を重ねてまいっております。計画案の内容、それと今後のスケジュールなどにつきまして、担当の中村課長補佐のほうから説明等をいたしますので、よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○学校教育課長補佐（中村基紀君）

資料、教育振興基本計画（案）についてになります。

資料中段辺り、ローマ数字のⅢの概要からご説明させていただきます。

こちらには、（1）の基本理念、（2）目標、（3）教育施策の基本方向をお示ししております。

（1）、（2）につきましては、現行の計画内容をそのまま継承する形としております。（1）の基本理念は「ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとつづくり」で、（2）の目標については、学校教育の目標と生涯学習の目標の二本立てとしております。

（3）の教育施策の基本方向については、現行計画では4つ、具体的に申しますと、学校関係、青少年関係、生涯学習関係、地域文化関係の4つということでありましたが、（2）の目標が二本立てであるという点も併せる形でこれを2つに組み替えて基本方向1、2の形で体系を整理しております。

それでは、計画書案については、概要版でご説明させていただきます。

資料のほうでは4枚目、1ページから全部で8ページの構成となっております。こちら、レイアウトやデザインについては、現在暫定的なものとなりますので、最終的には、その調整も行ってまいります。

なお、資料中に出てくる年度や年の表示についてですが、年号の切り替わりの前後に当たる昨今においては、和暦よりも西暦の表記のほうが見やすく、混乱しないという面があることから、西暦を基本に必要な応じて和暦表示も加えるという形で調整しております。

それでは、1ページ目、計画策定の方針になりますが、冒頭でも触れました計画策定の趣旨から計画の位置づけ、計画期間、策定方針としております。

ページ移りまして、2ページ、3ページです。こちらにつきましては、先ほど現行計画で継承しているところご説明しました基本理念と二本立てとなる目標となっております。2ページ目が、学校計画の目標、そして、3ページ目が、生涯学習の目標で、それぞれのリード分については、現行計画のものをベースとしながらも、コロナ禍ですとか、Society5.0、SDGsなどにも触れながら、昨今の社会

情勢等を踏まえた内容に変更しております。

またページ移りまして、8ページとなります。

こちらについては、施策の体系となりますが、大枠となる基本方向1、2の下に基本政策がそれぞれ6つと4つ、さらにその下にそれぞれ具体的施策を設けております。そして、こちらの具体的施策の概要につきましては、この手前のページでお示ししております。

ページ戻りまして、こちらの4ページから5ページが基本方向1に係る具体的施策となっております。6の基本施策の下で17の具体的施策、それから6ページ、7ページが基本方向2に係る具体的施策となっております。4つの基本施策の下、14の具体的施策となっております。こちらの具体的施策の詳細内容については、現行の計画のものをベースとしつつ、必要に応じて継承や追加等をしながら、計画本体のほうでも調整を図っております。

また、8ページに戻りまして、こちら、基本方向の1-1-(2)の地域に根ざした小中一貫教育の推進、さらに同じく基本方向1-4-(1)ICTを活用した学びの充実については、現行の計画では、具体的施策としての名称としては特出ししていないものですが、昨今の社会情勢や現状等を踏まえまして、今回特出しの形としております。

次に、計画本体について一部補足の説明をさせていただきます。

こちらのページ以下が計画本体となります。全部で86ページとなりますが、こちら、この目次のとおり構成としておりまして、概要版でも大きい番号の1、3、4の部分は、基本的に触れておりますが、そこで触れていない2のかすみがうら市の教育の現状をこちらの本体では掲載しております。市の概況や教育を取り巻く現況等について各種データによる分析、各種関連計画なども踏まえて、全体の調整を進めているものです。

なお、概要版において、年度や年の表記は西暦を基本に必要なに応じて和暦表記も加えるという方向でご説明しましたが、こちらの本体のほうは、全体的にまだそこが未調整な状態となっており、今後適宜調整を行っていきたいと思っておりますので、ご了承いただければと思います。

それでは、また資料の一番最初のほうに戻りまして、最初の2枚目となります。こちらのローマ数字のIVが計画の策定経過になります。経過としましては、令和2年度から3年度にかけて調整作業を進めておりまして、間にはアンケートの実施ですとか、庁内ワーキングチームでの協議なども行いながら、これまで計4回の策定委員会を開催、協議を経て、本日の計画案となっております。

続きまして、こちらローマ数字Vの意見公募手続についてご説明いたします。

当計画案は、今後11月22日に全員協議会でもご説明を行い、一般の方には、12月5日の発行となる広報紙お知らせ版等で手続実施に係る予告を行いまして、手続自体は12月21日から翌年の1月5日までの期間で実施する予定です。

最後、ローマ数字VIの手続終了後の予定ですが、意見公募の状況も踏まえて、あと1回策定委員会を開催し、定例の教育委員会の議案提出などを経まして、決定版を改めて全員協議会でご報告するという形を予定しております。

○櫻井繁行委員

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等は、ございませんか。

○設楽健夫副委員長

先ほどの基本計画の説明の中で、Society5.0とSDGsを勘案してつくられているというふうな説

明がありましたけれども、この2つの観点について、もう少し具体的にどういうふうなものかという
ことを説明していただけますか。

○櫻井繁行委員

暫時休憩いたします。 [午後 1時30分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時31分]

○学校教育課長補佐（中村基紀君）

SDGsにつきましては、どちらかといいますと、SDGsの目標4というのが、全ての人に包摂的に公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進するというような、ちょっと漠然としたようなところはあるんですけども、少なくともSociety5.0に関しては、情報関係をいつでも必要なときに入手できて、それをいろいろなものに活用していくというようなことで期待されるところでございます。そうしたものというのは、教育の中でも今お示ししている概要版5ページのところの上のところ、時代の変化に対応した教育の推進というところで、ICTの活用ですとか、国際性豊かな人材育成、このあたりのところでそういったものをより具体的にしていくというようなことで考えております。

○櫻井繁行委員

暫時休憩いたします。 [午後 1時33分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時45分]

改めて答弁を求めます。

○学校教育課長補佐（中村基紀君）

お話ありましたSDGs、それからSociety5.0の記載について計画本文のほうの記載として、どちらにあるかということでご説明いたしますと、26ページのところで、教育をめぐる国の動きというところで、Society5.0ですとか、SDGsに関して触れさせていただいております。それから、28ページのところでも上の囲みのところで触れさせていただいております。また、具体的な取り組みの部分としまして、どちらかといいますと、SDGsに関しましては、全体的なところで組み込んでいるというようなところがあるんですが、Society5.0に関しましては、52ページ以降のところ、そちらの内容を記載させていただいております。

○設楽健夫副委員長

今説明ありましたよね。中にSociety5.0時代とは、ということが何回も出てきますよね。でも、Society5.0時代って何ですかということをもう少し整理したほうがいいんじゃないか。でない分からない。一般的に世の中で言われているSociety5.0時代に対応する教育なんだというのは、誰でも言える。でも、実際これから教育を組み上げていく人たちにとっては、Society5.0時代というふうな一つのジャンルができていくわけですから、そこはきちんと説明しておいたほうがいいんじゃないですか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

今、設楽委員からもご意見いただいておりますSociety5.0やSDGsの説明書きをそういうセクションをつくるなり、各部門ごとに、どういう面でそのところに触れていくかという、そういう考え方も含め、修正していきたいと考えております。

○川村成二委員

この教育振興基本計画で子どもたちが受ける環境が変わってくるということでの計画が応分だと思うんですけども、やっぱり最近の傾向としては、ICTだとか、要はハード面で新たな取り組みが非常に増えてきていますよね。そうすると先生方の対応というのが、非常に負荷が増えてきている。そういう面からすると、先生方に対する関連する教育振興というか、そういう部分は何か書き加えたものとか、そういうものは何かあるのでしょうか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

計画本体のほうの58ページのほうで、教職員関係の内容を記載してございます。

○櫻井繁行委員長

ここで、本席を副委員長と交代させていただきます。

もう少し詳細に答弁いただけませんか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

おっしゃるとおり、本年の4月から1人1台のパソコンを使い始めておりまして、いろいろな先生方が指導にあたっており、当然得意な先生もいらっしゃいますし、そうでない方もいらっしゃいます。でも、そうあってはいけないので、得意な先生にリードをしていただきながら、各教職員間の研修では、いろんな体験の報告ということも含め、よりよい子どもたちの教育ができるようにと思ひまして、GIGAスクールをはじめ、昨今の状況を踏まえた形で、施策等を記載してございます。

○設楽健夫副委員長

ここで、本席を委員長と交代させていただきます。

○川村成二委員

ここには、一般的な表現で書かれてはいるんですけども、やはり実際、先生方の負担というのは増えていますので、職場環境の向上、改善というのは、お金のかかる話でもありますので、そういったところに関しては、積極的な対応をすることを教育委員会としては、考えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

教職員の働き方改革につながるかとと思いますが、本市が近隣に先駆けまして、留守番電話の導入ですとか、グループウェアの導入等、いろいろ環境は整えてきたところでございます。

今後におきましても、より一層の推進を図らなければならないと思っております。土浦市、石岡市、牛久市、龍ヶ崎市を考察し、今、校務支援システムをつくっている最中でございます。そういうものを含めまして、より一層働き方改革を進めていきたいというふうに考えて進めております。

○設楽健夫副委員長

このコロナでGIGAスクール構想だとか、あと、1人1台パソコンだとか、そういうものが一つの何というんですか、コロナ禍の中での緊急施策ということで、一挙に今までの1人1台パソコンの流れが、急加速したという経緯がありますよね。GIGAスクールなんかもやっぱり県の教育委員会含めて進めてきたという経緯もあって、学校教育の中では、私は、実態は分かりませんが、先生方も含めて、相当戸惑っている方もいるかもしれない。あるいはその使い方おいても、研究をしている先生もいれば、あるいはどういうふうにやっていったらいいんだろうかということで悩んでいる先生もいるような気もするんです。実態分かんないから、こういう話し方しますけれども。

ですから、このかすみがうら市の中で、急速に進んでいるこのGIGAスクール、あるいは1人1台パソコン時代の中で、どういうふうな形で進めていったらいいのかという一つのシンクタンクではないですけども、そういうものをやはり、あるいは外部の講師も積極的に引き入れて、そういうこ

とが必要になってきているような気もするんですけども。いや、大丈夫なんだという話であれば、それは話は別ですよ。でも、ちょっとこの、コロナに入って700日近くたっていますけれども、その過程の中で急速に進んでいますよね。びっくりするほど1人1台パソコンはドーンと進んでしまったし、だから、そういうものも必要な、あるいはそういうところでのシンクタンク的なものがあるとすれば、そういうものをこういうふうに活用していくという基本的な方向性も、小さい市ですから、なかなか予算も取りにくいんで大変なんですけれども、そういう思考性は持つ必要があるのではないかなというふうには思うんですけども、いかがですか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

設楽委員おっしゃるとおり、四苦八苦している先生、もちろんいらっしゃいます。あと、本市といたしましては、通常の授業をリモートでやるのには、Zoomというアプリを使って、相互の通信でできました。あと、昨年度補正予算でいただいておりますドリルアプリ、こちらは全員に1人1つつ入っておりますので、他市にはないような、パソコンを持って帰れば宿題のほかにも自主的に勉強ができるようなシステムも入れさせていただいております。

先生のほうに戻りますが、当然四苦八苦している先生を、そのままにはおけませんので、本市としましては、指導室のほうで茨城大学の先生なども講師にお招きいたしまして、ICT関係の教授の方を研修会、講習会、そういうのも進めている状況でございます。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、(2)千代田義務教育学校の進捗状況についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

(2)千代田義務教育学校について説明をいたします。

初めに、義務教育学校のソフト面についてご説明いたします。

開校準備委員会8月3日発行の第4号、開校準備だよりをお願いいたします。こちらの一番上でございます。

開校準備委員会で選定をいたしました新たな学校名、千代田義務教育学校が市議会の第2回定例会で議決いただきましたことを正式決定したということでお知らせをさせていただきます。

次に、制服・体操服の候補でございますが、男子用が詰襟とブレザー、女子用がセーラーとブレザータイプ、体操服をご覧のAタイプ、Bタイプといたしまして、学区内の児童生徒がいます各家庭から投票を行った経過をお知らせさせていただきます。

次に、裏面をお願いいたします。

裏面の左一番上でございますが、校章につきましても、5つの候補から制服・体操服と同じように学区内の児童生徒の各家庭から投票を行った経過をお知らせさせていただきます。

同じ面の右側でございます。

開校準備委員会の委員でございますが、令和3年度に入りまして、3名の委員が入れ替わっておりますので、それをお知らせさせていただきます。

続きまして、11月1日発行の第5号、開校準備だよりをお願いいたします。

こちらちょうど現在、各地区の行政区長、常会長を經由しまして、市内全戸に配布をしている最中でございます。この5号では、第4号でお知らせをいたしました校章・制服・体操服について開校準備委員会において決定したデザイン等をお知らせしているものでございます。

まず、校章につきましては、投票の結果に従い、ご覧のとおり緑色を基調としたデザインを採用してございます。コンセプトにもありますように、自然豊かな千代田の地で児童生徒の健やかな成長を願いイメージしたものでございます。

次に、制服・体操服につきましても、投票の結果に従いまして、男子・女子用の制服がブレザータイプのもの、体操服につきましては、紺色を基調に右胸に緑色の切り返しをしたタイプを採用した旨をお知らせしてございます。

次に、裏面をお願いいたします。

2つ目の閉校式についてでございます。各学校ごとにご覧の日程で実施をすることとなっております。その式の開始の時刻につきましては、現在調整中でありまして、決定後、またお知らせをまいります。

次の工事の進捗につきましては、後ほど詳しくご説明をいたします。

次のスクールバスにつきましては、実際には、七会地区から要望がありまして、上稲吉と下佐谷のバス停を増設してございます。このことは、バスの調整委員さん、乗車いたします児童の保護者へは別途でお知らせをいたしまして、4月の運行開始に向けまして、ルートなども含め再調整を図っているところでございます。

次に、右側の小規模特認校としての学区外からの入学及び転学の募集についてでございます。

これまでも市の広報紙やこの開校準備だよりなどでもこの制度についてお知らせをしてきたところでございますが、今回は、義務教育学校と小規模校ならではの特性を生かし、特に英語教育に力を入れていく旨の内容を記載してございます。その一例でございますが、英語の指導助手のALTをフルに活用しまして、小学校1、2年生から前期課程の1年生からスクールバスの待ち時間などで英語指導、また広い空間の多目的ホールを使つてのアクティブラーニングなど英語教育に力を入れまして、児童生徒の募集を行うものでございます。

続きまして、ハード面と申しますか、建設工事の進捗状況につきましては、この工事の監督員となっております、磯山課長補佐のほうから説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○学校教育課長補佐（磯山健史君）

私のほうから工事関係の進捗状況につきまして、説明させていただきます。

それでは、千代田義務教育学校の進捗状況についての資料をご覧ください。

まず、1点目、工事の進捗状況であります。7月末に増築校舎棟、給食室等、その他付属建物が完成しておりまして、その後仮使用に必要な関係機関の検査を実施し、8月17日に請負業者からの部分引渡しを行いました。その後8月23日から職員室を含む各教室の引っ越し作業を行いまして、9月1日、2学期から新しい校舎での学校生活を開始しております。

続きまして、2点目、今後のスケジュールについてであります。現在、工事のほうは、既存校舎の大規模改造工事に着手しております。校舎の3階から順次、天井材や壁等の解体工事を実施しておりまして、先週末で1階の解体作業及び外壁の調査が終了しました。今週から3階の内装工事に着手

するという状況でございます。

工事の進捗率であります、10月末で約79%となっております、おおむね工程表どおり順調に進んでいるところでございます。

既存校舎の大規模改造工事につきましては、2月末には終了見込みであり、3月には必要備品の購入並びに引っ越し作業の準備を進めてまいりたいと考えております。また、外構工事につきましては、今月末の発注を予定しております、本体工事の現在の仮設の状況や同時並行で施工しております放課後児童クラブの建設工事との調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

それでは、現場の状況につきまして、本日写真を添付しておりますので、次のページをご覧ください。

部分的な説明となりますが、1枚目が7月に完成しました増築校舎の竣工写真となります。

①につきましては、校舎の全体の外観となります。

②については、昇降口となります。こちらは、1年生から9年生まで全学年が利用することができる昇降口となっております。

続きまして、④こちらは、大階段の写真となります。学校での記念写真や集会など、校舎のシンボリックな存在として活用を期待しているところでございます。

⑥多目的ホールの写真となります。こちらのホールの名称は、四万騎ホールという名称であります。増築校舎と既存校舎をつなぐ場所に位置しております、集会や会議、様々な活用ができる場所となっております。

続きまして、次のページをご覧ください。

こちらが現在の施工状況の写真となります。

⑧につきましては、校舎の外観となります。現在、既存校舎の外壁補修及び塗装のための足場が設置されている状況となっております。

⑩につきましては、各教室の解体状況の写真となります。写真のように天井材や床材、仕上げ等の撤去、またオープンスペースに改修する場所につきましては、壁の撤去等もでございます。

⑫の廊下の写真になります。こちらは新たに引き込む電気の配線や給排水、空調のダクトなどの施工を行うため、天井材を剥がし、現場の状況を確認しながらの施工となっております。

以上が写真の説明となります。

続きまして、3点目、本体工事の第1回変更契約について、資料、最初のページにお戻りください。

3番目です。本体工事のメインとなります（仮称）千代田中学校区義務教育学校整備工事、建築工事の第1回変更契約につきましては、第4回の定例会に議案として提案させていただき、議決をお願いするものでございます。契約につきましては、検査管財課のほうで既に11月1日付で仮契約を締結していただいている状況であり、変更契約の金額は、消費税込みで2860万円の増額となっております。主な変更の内容でございますが、既存校舎の内装補修工事及び避難用外部階段の改修の追加、2点目で、既存屋内運動場における消防設備修繕工事の追加となります。3点目ですが、増築校舎内にある中庭部分の外構工事の追加でございます。4点目に、外構の解体工事としまして、学校敷地内の樹木撤去処分を追加作業としております。いずれの変更につきましても、現場の状況に応じて必要と判断し、追加を指示し、計上した作業となっております。

契約の相手方は、田中・宮本特定建設工事共同企業体、増額後の全体契約額につきましては、消費税込みで14億1680万円となっております。

工事のほうの説明は以上となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
ご質問等はございませんか。

○川村成二委員

工事写真で、④の大階段、これは、段差の違う階段と並行して設置されていますけれども、この意味合いを説明していただけますか。

○学校教育課長補佐（磯山健史君）

④の大階段につきましては、こちらは昇降口を入りますと、すぐ正面に見える階段となっております。段差の大きい部分と小さい部分とございまして、通常の階段利用としては、小さい部分を使用するようになるかと思えます。こちらについては、そのほかにも学校のほうでのいろいろな行事であるとか、或いは、記念撮影に利用するなど、シンボリックな活用を目指すということで、学校の特色として捉えておりますが、実際使い方によっては危険な場所もございまして、段差境界を分かりやすく明確にするため、屋内花壇等で仕切りをつけたり、境目に色分けのラインを付けるなど、現場のほうで対策をしております。

○川村成二委員

今の説明ですと、幅の広い段差の高い階段は通常は使わないということですが、なぜ使わないんでしょうか。使えない理由は何かあるんですか。それともその段差自体が小学校低学年には不向きだけれども、中学生、要は6年生以上には適している可能性もあるわけですね。これだけのスペースを通常の使えないスペースとして置いておくこと自体、何か無駄なような気がするんですが、その辺はどのように考えているんですか。

○学校教育課長補佐（磯山健史君）

大階段につきましては、当然通常学年の大きい子であれば、段差の大きい小さいに寄らず使用することは可能だと思います。現在、学校のほうでは、一旦は区切っているというような運用をされておりますが、具体的な活用については、まだ明確に定まっていない状況でございまして。通常の使用に関しても問題ない階段ではあります。

○川村成二委員

高額な費用をかけて工事するんですから、設計段階で目的がはっきりされていない工事自体は、おかしい話じゃないですか。なぜそういう中途半端な答弁になるんですか。目的があって、新しい学校のシンボルになるような設定なんでしょう。それをチェックする事務局側で、何でそんな曖昧な答弁になるんですか。

そうすると、ここの階段における安全の問題については、全て学校の責任だという押しつけと同じですよ。もっと真剣に運用を考えて、こういうふうにしてくださいと学校に対して指導できるぐらいの設計段階での整理をすべきだと思いますけれども。なぜそれをしなかったのですか。

○教育長（大山隆雄君）

課長補佐の説明に補足ということで、私のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

この階段の造りは、この近辺では、八郷中学校、石岡市の新しくできた校舎ですが、そこにもやはり類似の大きな階段がありまして、そちらでは、学内集会などにすごく有効に使わせていただいているとか、手前のほうに、一番下のほうに、教員、あるいは、学年集会のときの生徒などが立って、その階段に生徒が座って話を聞いたりするということで、運動するとかそういうことではなくて、話し

合い、あるいは説明を聞くとか、そういう場に非常に有効であるということで、本校においてもそのような形で使われていくのであろうなということで捉えておりました。恐らく、そういうふうにも実際使われていくと思います。

○川村成二委員

我々市民の税金を使って建設する中で、教育長とあろう者が、だろーなの説明をすること自体おかしくないですか。目的をはっきりして、それに対する安全性をどう確保して、だからこういう設計になりました、であれば分かるんですよ。使い方自体もはっきりしないで、じゃ、この幅と間隔が適正なんですかと。通常はこの階段を使わないとすれば、写真の右に写る階段を子どもたちは上っていくというふうに、この大階段は通常もう閉鎖するのかなと私は思ったんですが、先ほどの説明では、右側も段差の低いところは使うという話をされましたよね。あまりにも適当過ぎませんか。子どもたちの安全性だとか、利便性って何を考えて設計を発注したんですか。もっと明確に使用目的、使用方法、安全策はこうするんだということを検討すべきではないですか。ましてや小学校1年生の小さな子どもたちも使う可能性があるとしたら、ほかの学校でやっているからいいんだではないんですよ。

○教育長（大山隆雄君）

川村委員のただいまのご意見、私がちょっと安易に答えてしまったかなと思います。反省も含めまして、集会活動にかなり有効であるということで考えていましたので、そのような学年集会とか、あるいは二学年、義務教育学校の前期課程の低・中・高とかで分けて使う場合に、椅子などの準備もせずに済むということで、使い勝手がかなりあるため、そのような方向で活用していきたいというようにしていきたいと。千代田義務教育学校と十分その辺の活用の仕方については、もう一度しっかり確認しまして、しっかりと安全策も講じながら進めていきたいと考えております。

○川村成二委員

ぜひお願いします。子どもたちの安全に対してこの先、要は10年、20年を考えた対策を講じないと何が起るかわからないんですよ。ましてや、初めての1年生から9年生までの義務教育学校ですよ。だから、安全第一で対応策を十分検討して学校と連携取って、取り組んでいただきたいと思いません。

○設楽健夫副委員長

このホールの、この今の大階段といいますか、大きい階段の話が出ていますけれども、2階に上がる階段というのはここ1か所なんですか。

○学校教育課長補佐（磯山健史君）

写真で④見ていただきますと、反対側にも右側にも通常の階段がございます。あと、教室の奥にも西側のほうに通常の階段がございますので、合計3か所です。

○設楽健夫副委員長

これ、設計の段階で最初こういう階段はあったんですか。

○学校教育課長補佐（磯山健史君）

基本設計の段階から入っております。いろいろな自由度が高いということで、こういうのを取り入れたらどうかということで、最初から書いてあります。

○設楽健夫副委員長

これ、考え方によっては、この階段のスペースというのは相当大的なスペースになりますよね。先ほどから写真撮影だとかいう話がちょくちょく出てきますけれども、これ、私もあまりちょっとよく見ていなかったのかどうか、前の図面だとかそういうのは見てみますけれども、このスペースという

のは、階段がないことを考えると、相当なスペースになりますよね。これ、何平米になるんですか。このフロアが全部で。階段がなかったとして。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時19分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時19分]

答弁を求めます。

○学校教育課長補佐（磯山健史君）

階段につきましては、幅が8メートル、奥行8メートルの64平方メートルになります。

○設楽健夫副委員長

前のこのスペースから考えると、相当の空間になっているはずなんですよね。終わります。

○櫻井繁行委員長

いいんですか。

○設楽健夫副委員長

いいです。

○櫻井繁行委員長

ここで、本席を副委員長と交代させていただきます。

しっかり有効活用していただければと思いますので、いいものをしっかり活用いただきたいと思えます。お願いします。

○設楽健夫副委員長

ここで、本席を委員長と交代させていただきます。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○設楽健夫副委員長

開校準備だよりの中に閉校式についてとありますよね。2段目の閉校式についてということで、5校で2月26日から始まりますね。令和4年2月26日から一と書いてありますよね。危惧すべきことがあるんです。どういうことかということ、霞ヶ浦中学校の中の閉校式の後のその中の全体をどういうふうに見るのかということもありますけれども、まず、校長室、あと、無造作に今ちょっと放置されているのは、体育館だとかそういうところで校歌だとか、貴重なその学校特有なものがたくさんあったんですよね。それが外されて、どこかに無造作に積み上げられるわけですよ。

4つの小学校の歴史と文化をしっかりと、やはりまず、捨てるのは簡単なんですけれども、これはどこが責任を持って、それを歴史的なものとして保管すべきものは保管して、捨てるものは捨てるで構わないと思いますけれども、そういうものをちゃんとやっていかないと、校長室って意外なものがあるんですよ。歴史的なものとか。あるいは過去に頂いた賞状物だとか、あと、歴史的に記録すべきトロフィーだとか結構あるんです。そういうものが廊下に無造作にぶん投げられていた。

一つ、各小学校の歴史的な記念物については、どこに保管するのかということを決めて、例えば志筑小学校なんかは、新しい建物ですから、上佐谷小学校のこれはここに置くとか。一番駄目なのは、一時的に屋上階段のところへ積み上げて、保管しているんですというのがありましたけれども、これが一番駄目だよ。だからその辺は、歴史的な事業なんで、長い歴史がありますから、ちょっと責任が教育委員会の責任、管理主体が教育委員会にあるうちに、例えば建物がしっかりしている

志筑小学校の第何教室にはこれを集める。

○櫻井繁行委員長

そろそろ端的に絞って質問してください。

○設楽健夫副委員長

今話ししている最中だから。

それで。

○櫻井繁行委員長

端的に。

○設楽健夫副委員長

端的に話すって。

○櫻井繁行委員長

同じこと繰り返しているの。

○設楽健夫副委員長

やめます。

○櫻井繁行委員長

いやいや、やめなくていいですから。

○設楽健夫副委員長

本当なら話をしているときに簡単にやってくれなんて発言しないよ。

○櫻井繁行委員長

同じことを繰り返しているの、皆さんも答弁ありますから。

○設楽健夫副委員長

やめます。

○櫻井繁行委員長

よろしいんですか。

○設楽健夫副委員長

結構です。

○櫻井繁行委員長

はい、分かりました。

○設楽健夫副委員長

議長のあれで、発言撤回します。

○櫻井繁行委員長

いやいや、委員長ですけれども。

○設楽健夫副委員長

委員長の判断で、私は発言をやめます。

○櫻井繁行委員長

そうですか。では、よろしいですか。答弁も要らないですか。

○設楽健夫副委員長

記録に取っておいてくださいね。

○櫻井繁行委員長

いやいや、繰り返しになってしまっているの。

○設楽健夫副委員長

私が一生懸命、話をしているときに。

○櫻井繁行委員長

いやいや、それはみんな一生懸命です。

○設楽健夫副委員長

片一方から発言を途中でやめてくださいとかね。

○櫻井繁行委員長

答弁だけもらいます。

○教育長（大山隆雄君）

今、設楽委員さんのおっしゃったこと、本当に大切にしなければならないことであると、私も考えておりますので、しっかりと後でどこに行ってしまったか分からないということがないように、教育委員会全体として、各学校としっかり連携を取りながら、保管場所についてはしっかり対応していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○設楽健夫副委員長

はい、結構です。

○櫻井繁行委員長

よかったです。しっかり伝わりましたので。

○設楽健夫副委員長

いやいや。

○川村成二委員

今に関連してですけれども、旧霞ヶ浦地区の小学校の閉校したときに、そういう残すべき教材というか、学校の財産というの、どのように管理されているんですか。それが分かれば、この千代田地区の小学校も同様な対応になると思うんですけれども。今、教育長が言われたように、管理しているのか、していないのか、具体的な説明をお願いしたいんですが。

○学校教育課長補佐（磯山健史君）

霞ヶ浦地区の廃校となりました小学校の校長室等のそういう文化財産といいますか、ものにつきましては、事前に歴史博物館の職員の方に見ていただきまして、必要なものを全部資料館の倉庫のほうに保管させていただいております。

○川村成二委員

今回もですか。

○学校教育課長補佐（磯山健史君）

今回も同じようにしたいと思います。

○川村成二委員

設楽委員の言われるように、かすみがうら市の歴史が残された、見える、要は資料ですよ。そういったものは倉庫にしまったままにするのか、今後、千代田地区の閉校に合わせて、いつでも、誰でも、卒業生が見られるような環境づくりをしていくのか。できれば誰でも見られる環境づくりがあったほうが、私はいいような気がするんですけれども、その辺の考えはないのでしょうか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時27分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時28分]

答弁を求めます。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

各小学校も中学校も含めまして、歴史的・文化的に大切なものはあるかと思えます。

それで、ある程度小さなものであれば、新たな義務教育学校の部屋にも保管・保存・展示もできるかと思えますが、数も多くなると思いますので、そうした形で保管するものについては、保管する場所を含め、今後、歴史博物館と学校教育課で協議をしながら考えていきたいと思えます。

○設楽健夫副委員長

私が先ほど話したのは、そういうことなんです。いや、そういうことなんだ。どういうことかという、歴史博物館に保管します。具体的にどこに保管するか。私が霞ヶ浦地区で経験してきたことは、艇庫にみんなぶん投げするように押つけられたんです。それで、各小学校の賞状だとか額縁だとか、文科省だとか総理大臣賞とかもらったものがありますよね。そういうものをどこに、どういうふうに保管したのか分からないんですよ。だから、安易に歴史博物館にそれは歴史博物館として管理するものとして、じゃ、歴史博物館にみんな持って行ってくださいよでは駄目ですよということを言っているんですよ。先ほど歴史博物館にとありましたけれども、しっかり一時保管場所なら一時保管場所を決めて、そしてそこから必要なものは、こういうふうに管理していくと。捨てるものはこういうふうに捨てますと。あるいは市民に対して、それを所望する人については、それを提供していくとか、繰り返しになるんであまり言いませんけれども。

○教育部長（田崎守一君）

今、設楽委員からもご指摘を受けましたので、霞ヶ浦地区の経験、検証等も兼ねて全ては保管できませんので、場所等々も本当に検討しながら、引継ぎを決めて歴史博物館の方と協議をしながら間借りをしていきたいと思えます。

○川村成二委員

私の提案としては、学校が統合する場合は、統合する小学校に全ての統合の情報を持ってきて展示する。それが一番卒業した子どもたちも訪れやすい内容だと思うんですよ。ですから、例えばこの千代田地区については、千代田義務教育学校に千代田地区の統合分を財産として展示する場所を設ける。大階段よりもそっちのほうが私は有効だと思うんですけども。大階段を既にもう造ったので、学校教育課としては、そういう財産を残すということも統合に当たっては検討しなければいけない内容だったと思うんですよ。それを反省点にさせていただいて、早急な対応を検討してください。

○教育部長（田崎守一君）

ただいま、川村委員からもご指摘がございましたので、そういったことも含めて検討してまいりたいと思えます。

○中根光男委員

私のほうからスクールバスの件について再度確認したいんですが、スクールバスが基本的には2キロメートル以上がバスを利用するというようになっておりますよね。ついこの間、相談を受けた保護者の方がおまして、例えば2キロメートル、多分1.8キロメートルとか、そうとなった場合に、非常に歩道もない危険なところを通学しなくてはならないとなった場合に、やはり今、霞ヶ浦地区のスクールバスも2キロメートルとぴったり線引きしているのですか。それとも多少猶予を持って1.8キロメ

ートルという状況でも、2キロメートル以内であってもスクールバス利用されているか、その辺ちょっと確認したいんですが。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

これまでも霞ヶ浦地区、千代田地区含めまして、線引きとしては2キロメートルなんですけれども、2キロメートルの手前、おっしゃった1.8キロメートルでも2キロメートル超している方のバス停まで歩いてくる方はいらっしゃいますので、そういう方には乗っていただいております。

○中根光男委員

分かりました。ということは、そのバス停まで歩いてきていただければ、利用できるということで、原則として2キロメートルなんですけれども、そういう対応もできるということで、私のほうからお話してもよろしいですね。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

委員さんおっしゃるとおり、2キロメートル手前でもバス停まで来ていただければ、乗れるというご説明をお願いいたします。

○中根光男委員

はい、了解しました。ありがとうございます。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 2時34分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時42分]

次に、(3) 新型コロナウイルスワクチン接種についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部長（君山 悟君）

新型コロナウイルスワクチン接種の状況と今後の第3回目接種につきまして、健康づくり増進課、川原場課長からの説明とさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

新型コロナウイルスワクチン接種の現状、それから今後の話となります。

まず、1番の接種者の状況になります。

(1) の予約者数ですけれども、こちらのほうは11月1日時点で11月以降も予約の取得者、予約をされている方ですね、そちらの数としまして記載させていただいております。こちらのほうは4,580回となっております、人数としましては3,879人予約されているようでした。

続きまして、(2) の接種済者数ですけれども、まず、1回目の接種終了者のほうで3万2324人、2回目の終了者で2万9075人となっております。年齢的には12歳以上の住民数、住民基本台帳のほう

で算出しますと、1回目が85.9%、2回目77.3%の方が接種のほうを終了しているというようになってございます。

また、(3) 予約の空き数ですけれども、1日時点では683枠予約できる枠が空いているということでもございました。

それから、下、2番の未接種者への対応でございます。

まず、(1)の勧奨通知につきましては、以前の委員会時にもお話をさせていただきましたけれども、未接種者に対する接種勧奨の通知を65歳以上の高齢者と、それ以下の方につきまして、時期をずらして発送させていただきました。まず、65歳以上の未接種者の方につきましては、10月4日に1,052人を対象として発送をいたしました。また、64歳以下の方、16歳までとさせていただきますけれども、10月22日に4,001人を対象に発送をいたしました。15歳以下の方、中学生以下の方ですが、こちらにつきましては、教育委員会に依頼をさせていただきます、マチコミメールにて保護者宛て送信させていただいております。

(2)の2回目の未接種者、そちらのほうの対応につきましては、対象となる359人の方にコールセンターから電話によって案内を行っております。5月26日より市民の方、高齢者の方へ接種を開始しまして、段階的に予約の受付を行ってまいりましたけれども、12歳以上の方全てが9月6日から予約受付が可能となっております。若年層の方につきましても予約が結構入ってきておりまして、ただ、見た感じ10月中旬ぐらいから予約の件数自体が結構枠が余ってきたような状態ですので、接種勧奨、こちらは発送した時点で、回復がある程度見込めるかなと思ったんですけれども、今月11月に入った時点でも11月の中旬以降の予約がまだ若干空きがあることから、おおむね接種を希望されている方は予約はされているのかなと思っております。

また、かすみがうら市では、ワクチン接種につきまして、1回目、2回目の接種については、11月中をもって医療機関、それから集団接種による接種を一旦終了する予定でございます。11月中に1回目しか接種できなかった方につきましては、ウエルネスプラザにおいて、2回目の集団接種を12月19日に実施する予定となっております。また、こちらのほうには記載はされていないんですけれども、ホームページのほうでお知らせはさせていただいておりますが、11月23日の祝日、こちらの日につきましても、1回目の接種をまだ受けていないような方に対しまして、休みの日でも接種していただければと思って、やらせていただくようなことに決定しております。

続きまして、3回目接種の開始についてになります。

まず、3回の接種の具体的な内容というのが、国とか県からも実施要領が細かく来ているわけではないので、詳細については今後追って決定していくということになりますけれども、まず、今来ている情報の中で、(1)の対象者になりますけれども、2回目の接種が終わって、おおむね8か月が経過した後ということでお話があるようでございます。かすみがうら市の場合ですと、医療従事者の方が、一番最初、先行でやっています、2回目の接種のときが5月11から13日に実施しておりますので、こちらの方の場合ですと、来年の1月中旬から、高齢者の方が5月26日から1回目の接種が始まっていますので、その3週間後ですと、6月中旬に2回目を打ち始めている方がいらっしやると思います。そこから8か月後ですと、来年2月の中旬からが、おおむねの開始時期になるのかと思っております。

また、(2)接種方法につきましては、1回目、それから2回目と同じく協力医療機関、それから、かすみがうら市ウエルネスプラザでの集団接種を考えております。

1回目、2回目のときには、接種を行いたい方の予約が殺到して混乱を招いてしまいましたけれど

も、今回、2回目接種の8か月後ということで、大体の接種時期が人によって決まってしまうので、予約の混乱は前回ほどではないのかと思っております。ただし、やはり高齢者の方が、最初に予約が始まりますので、そちらにつきましては、インターネットはもとより電話の予約もそうなんですけれども、前回、スマホを持っていても予約の仕方が分からないということが結構ありましたので、それに対応すべく職員等を派遣して、例えば庁舎とか中央出張所とか、そういうところで、代理入力というか、そういう形でできればとは考えているところでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○中根光男委員

まず、第1点に、このワクチンの種類、今までどおりの種類で接種するのかどうかということと、あと、千代田地区の集団接種、途中からでしたけれども、そのことによってかなり推進ができたということもありましたし、ただ、スタッフが最初どうしても集まらなかったということもありますけれども、今回はそんなに混乱はしないのかなという想定はしますけれども、できればこの千代田地区もスタッフが揃うのであれば、集団接種。足の問題もありますから。あとはタクシーのほうもまた無料で、第3回も利用できるのかという部分も含めてお願いしたいと思います。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

まず、種類の話なんですけれども、今現在では、基本的には同じだということで話があります。ただ、交差接種と言うんでしたか、違う種類のというのもしかこの前は11月に入ってから若干その内容をという話であったみたいなので、今後、国のほうで方針が分かり次第追ってご連絡は差し上げたいと思います。

それから、地区の関係につきましては、千代田地区ですと、講堂のほうで6月ぐらいから接種開始した経緯がありますけれども、今現在では、新たにそちらというのは考えていないのですが、状況を見ながら検討はしていく必要があるかと思っております。

タクシーにつきましては、予算のほうで上げさせていただくようになりますので、そちらのほうは、前回、足のない高齢者の方とかということを対象にやっていたと思うんですけれども、そういった同じような状況にはしていくつもりでございます。

○川村成二委員

3回目の接種の接種券というのは、個人宛てに発送するのか、接種券がなくても予約で接種可能なのか、その辺の対応方法を教えてください。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

接種券につきましては、今のところの話では、以前、予診票をお送りしたと思うんですけれども、それにもうクーポン券みたいな名前、通常接種するとき貼る部分をつけた状態で予診票を作ってそれを送るような形で考えております。8か月という話がございまして、段階的にその2回目の接種終わって、6か月、7か月くらいで1か月くらい予約の余裕を持って、事前に送れるように段階的というか、接種時期によってだんだんずらして発送していく考えでおります。

○川村成二委員

接種を受けた方が、自分がいつ接種したというのを記憶、あるいは記録されていればいいんでしょうけれども、できれば3回目の接種の通知のときに、あなたは1回、2回はいつやりましたと、接種しましたと、そういうのがクーポン券の書類に記載されていると、より分かりやすいと思うんですが、

そういった細かな対応というのは可能なんですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

今現在、システム会社のほうで、それを調整させていただいていますので、それができるかどうか、検討させていただきたいと思います。

○川村成二委員

検討ではなくて、ぜひ実施していただかないと、いただきたいというのは、要は間違っただけ3回受けるのか、要は間違っただけ接種される方というのは、最近新聞の記事に掲載されていますよね。今回も3回目なのか、4回目なのか分からない方も出てくる可能性もありますので、検討ではなくて、実施する方向で検討を進めていただきたいと思います。要望です。

○設楽健夫副委員長

1番の（2）の接種済者数で、1回目が3万2324人というふうに書いてありますよね。2回目が2万9075人ということは3,000人近くが、1回目だけで、2回目の接種をしていないということだと思いますけれども。その下のほうに2回目未接種で359人にコールセンターから電話連絡とありますけれども、そうすると、2,500人超の人は、もう予約済みになっているということですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

そういった形になると思います。

○設楽健夫副委員長

ということは、この359人というのは、1回目を受けて、予約をしていない方の数。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

そのとおりでございます。

○設楽健夫副委員長

かすみがうら市の接種について、65歳以上も、ほかの例えば小美玉市だとか近隣の市からすると、相当先行して進んでいったんですけれども、この最終局面に入ってきて、接種の割合の順位が下のほうにぐっと来ていましたけれども、あれはどういう理由なんですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

もともとは、市のほうで計画していた進捗ではあったんですけれども、まず、大きいところとしては、県のほうで行っております大規模接種というものがございまして、そちらのほうの始まり、7月ぐらいから始まったんですが、かすみがうら市の枠としましては、2日に一遍160人ほどの枠をいただいていたんですけれども、大体同じ頃にかすみがうら市のほうでも、市の予約枠を解放したばかりでしたので、皆さん、遠いところでなかなか行かないというのがあって、阿見の大規模接種会場の接種枠が、県のほうから、かすみがうら市で予約数が少ないということで、減らされた経緯がありまして、それでずっとそのまま、持っていかれたものですから、それがもう少し県のほうで接種のほうを早い時期にやっていたら、かすみがうら市もそういう枠を有効に使えたと思いますので、それで若干、接種の伸びが遅くなったというか、率が少なくなってしまったかというところがあると感じております。

○設楽健夫副委員長

ワクチンが届かなかったんですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

ワクチンが届かなかったわけではないのですが、ただ、県のほうのモデルナワクチンのほうで、その枠自体を減らされてしまったので、本来でしたら、かすみがうら市の人もその阿見の接種会

場に行っていただいて、打ってもらえれば、進んだんですけれども、なかなか遠くて、皆さん、予約はされなかったらしいんです。そのうちにだんだん市のほうも埋まってきて、ようやくモデルナの阿見の接種会場もだんだん埋まり始めたときになりますので、時期的にその県のほうで上げてくれたのが、若干うちのほうの予約の枠を拡大したときとぶつかったのが問題だったのかと思っております。

○設楽健夫副委員長

先ほど12歳以下の方の接種について、教育委員会からその案内をしていただいていると、送信してもらっているという話ありましたよね。これはいつから始まっているんですか。今どのぐらい進んでいますか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

12歳以下というよりも15歳以下で、かすみがうら市立の学校に通っているような方の対象だったんですけれども、そちらのほうのマチコミメールは2回ぐらい流しているらしいんですが、時期的には、10月の同じ頃だったと記憶しています。

○設楽健夫副委員長

これは教育委員会が管理しているんですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

マチコミメールは学校単位で出している、学校が生徒さんの父兄に登録されたメールアドレスに、学校情報等を送っているメールだと思いますけれども、それに合わせて載せてもらっている状況です。

○設楽健夫副委員長

近所の人から、かすみがうら市の中学生の受験生だとか、そういう人はもうワクチン接種をやっているみたいですよという話が流れているんですよ。だから、私は12歳以下の人も始まったんだというふうに話はしていたんですけれども、それがどういうふうな手順でやろうとしているのか、それを今は、そのマチコミメールといえますか、それで流してもらっているというふうにありますけれども、実際は、中学生以下の子どもたちへの接種という意味では、いろんなところでいろんな形で話が出てきていますから、それを基本的な計画とかそういうものがあれば、教えてもらえますか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

受験生ということであれば、中学3年生、それから高校3年生の方を対象として、あと、中学生に関しては、マチコミメールで受験生を対象とした接種日を設けまして、それでやらせてもらった経緯はあります。

そのほかにつきましては、15歳というよりもその方も含めるんですけれども、そちらのほうで接種をしていないのであれば、接種ができます、というような通知を出して、マチコミメールで出したものがありますので、それが先ほどお話ししたものです。

計画としましては、基本的には学生のほうでもなるべく受験生を優先して接種して、その後に普通の生徒さん、今現在12歳以上となっていますので、小学6年生ぐらいから中学2年生ぐらいまで、その方をまたマチコミメールで流すような形で行っておりました。

○櫻井繁行委員長

ここで、本席を副委員長と交代させていただきます。

受験生の優先接種のことですよね。大学受験とか高校受験を優先している生徒。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

その優先接種が終わって、次にそれ以下の方で12歳から15歳の方の父兄の方にマチコミメールで接種ができるので、勧奨の通知を出したということです。

○設楽健夫副委員長

ここで、本席を委員長と交代させていただきます。

いつぐらいに12歳、15歳からのマチコミメールといますか、案内を出していますか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

はっきりした日には失念してしまったんですけれども、たしか10月の頭ぐらいだったと思います。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時04分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時06分]

○設楽健夫副委員長

12歳よりも若い子どもたちへの計画というのはされているんですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

今現在ですと、国のほうでもそちらのほうの話というのは出ていないものですから、今現在は、12歳以上という話になっております。

○櫻井繁行委員長

ほかに、ご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時06分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時07分]

次に、（４）都市計画道路神立停車場線道路照明施設設置工事の概要についてを議題といたします。説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民部長（山内美則君）

（４）都市計画道路神立停車場線道路照明施設設置工事の概要について説明申し上げます。

この件につきましては、当該道路の開通以来、市民の皆様からの要望をいただいております。また、昨年の市議会第1回定例会、一般質問において、川村議員からのご提案をいただいた経過もございます。

本市といたしましては、夜間における歩行者の安全確保という点を目的に検討を重ねてまいりました。また、併せて市街地における快適な住空間の形成という観点から令和2年度策定の立地適正化計画に位置づけをしまして、国の事業を活用することにより進めることといたしました。

このたび、その事業の方針、概要等について整理をいたしましたので、説明をさせていただきます。

詳細につきましては、市民協働課、中泉課長から説明をいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○市民協働課長（中泉栄一君）

それでは、資料のほうご覧いただければと思います。

神立停車場線の中の千代田ショッピングモールの交差点から神立駅手前の土浦市との行政界のどこ

ろまで工事の位置図の赤線部分、1,150メートルの歩道の両側に、先ほど部長から話のあったように、歩行者の交通安全の確保と快適な住環境の形成のために、歩行者用の歩道照明施設を設置します。照明を設置することで、資料の設置目的のところに記載ございますように、都市再生整備計画の基本方針「居心地よく歩いて暮らせる空間形成」の実現を目指してまいります。

今年度は、この後、詳細設計に入ります。その設計方針でございますが、1点目として、安全性と光害対策。その一見矛盾する2つに対し、同時に対応できるように、視覚が要求する最低の照明レベルを「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に基づき水平面照度3ルクスとして設計します。また、併せて方向別に遮光できる、資料の写真に出ております灯具を採用する予定でございます。

2点目といたしまして、快適性。このエリアは、本市にとりまして中心市街地地区でございますので、周辺の景観に配慮し、かつ極端な明暗のできない均斉度を高める設計とします。

3点目といたしまして、災害地のリスク軽減。これは台風や地震など災害時における配線断線などのリスク軽減のため、地下埋設配線による設計を進めてまいります。

これら3つの設計方針に応じて照明灯のデザインや色、その設置間隔と設置基数は資料に出ているとおりに想定しております。

現段階では、今年度の設計詳細を経て、工事は令和4年度、5年度の2年間。そしてその概算工事費は2年間で税別で1億3088万円を想定しております。

なお、これらは都市再生整備計画に基づいているものであり、その財源として都市構造再編集中支援事業費補助金を活用してまいります。

○櫻井繁行委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

○川村成二委員

この照明灯の設置場所は、歩道の車道側なのか、反対側、住居側なのか、それはどちら側なんでしょう。

○市民協働課長（中泉栄一君）

車道側の歩道部分につける予定でございます。

○川村成二委員

車道側の歩道ということで、場所によっては住居側に向かって、照らすことになるので、ここで言う光害対策の可能な照明を選んだということなんでしょうか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

はい、そのとおりでございます。

○川村成二委員

あと一点、すごく私、喜ばしい計画だと思うのは、電線がない地下埋設で実施するということを書かれているんですけども、これは可能という判断で取り組まれるのでしょうか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

そういった形で進めてまいります。それは今お話ししたように、災害のリスク軽減もございまして、また良質な景観を造っていくためにも、地下埋設という形を今回取らせていただきたいと思います。

○川村成二委員

実施時期等については、これからの計画だと思うんですが、現時点、夜暮れるのが早くなって、無

灯火の自転車が非常に多くて、あと、外国人も多くて、やはり危険な状況が散見されますので、早い対応ができることを希望しているんですけども、その辺の計画というのは、分かったら教えてください。

○市民協働課長（中泉栄一君）

おっしゃられるとおり、交通安全対策、防犯対策、いろんな意味で生活、皆さん安全に暮らしていくための施設でございますので、なるべく早く進めていくということで、令和4年度、令和5年度の2か年で進めていくような方向で考えております。

○川村成二委員

要望としては、1か年でできないのかなと。また2か年となると、要は半分ずつという可能性が出てくるわけですので、そうすると、その1年間は、危険な状態が残る箇所が出てくるということも想定されますので、工事の実施方法も含めて、安全対策に十分配慮された計画を立てていただきたいと思います。

○市民協働課長（中泉栄一君）

参考にそういった電気関係の仕事の会社などにもお話は聞いているんですけども、なかなか1年間では難しいと。2年間なら何とかなのではないかというような話で、それでも2年間でもぎりぎりではないかというお話なんですけれども、一応工事の進め方として今考えておりますのは、右側と左側、別々に工事をやることで、一貫性、地下埋設ですと電気がこう進んで行くときに、一貫で進めていきますし、また、これは約束はできないですけども、例えば片方だけできたら、片方だけ照明を最初に付けるということが、もしできるということであれば、そちら側の照明の明るさを確保できるのではないかなというふうに今は思っているんですけども。その辺は実際に設計が終わって、いろいろお話をしてからということになりますけれども、何とか2年間で工事を終わらせられるように頑張ってまいりたいと思っております。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで説明員の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時16分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時17分]

次に、(5) 旧新治地方広域事務組合施設等解体工事についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市民部長（山内美則君）

(5) 旧新治地方広域事務組合施設等解体工事について、説明申し上げます。

この件につきましては、本年第3回定例会において、当該工事の請負契約の締結について議決を承りました。工事施工業者によりまして、現在工事に取りかかっているところでございますが、改めまして、その概要及び令和5年3月までの今後約1年半の期間で工事を実施することになりますので、そのスケジュール等につきまして説明をさせていただきます。

詳細につきましては、環境保全課、宮本企画監から説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○企画監（宮本 明君）

先ほど部長のほうからもありましたが、1の旧新治地方広域事務組合施設等解体工事でございますが、令和3年9月22日に議会の議決をいただきまして、ごみ焼却施設等解体工事の契約をいたしました。

①工事名、ごみ焼却施設等解体工事。②場所、かすみがうら市上佐谷及び五反田地内。③工事内容は、管理棟、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、老人福祉センター等の解体工事並びに井戸及び送水管の撤去と特定廃棄物の保管施設を建設いたします。④工事期間、令和3年9月23日から令和5年3月31日までとなっております。契約額は12億7631万4600円で、令和4年度までの債務負担行為を起しております。⑥業者名、鴻池・飯田特定建設工事共同企業体となっております。

次に、2、委託業務。解体工事の施設解体管理委託の契約をいたしました。①業者名、ごみ焼却施設等解体工事管理業務委託。②委託期間、令和3年9月22日から令和5年3月31日までです。③契約額は2,761万円。④業者名、株式会社日産技術コンサルタント茨城事務所となっております。

工事全体の整備につきましては、令和5年3月中旬で終了する予定でございます。

3番、財源内訳につきまして、焼却施設解体工事に係る対象経費についてでございますが、3分の1が循環型社会形成推進交付金で交付されることとなり、残り3分の2が一般財源となります。現在対象経費を算出中でございます。循環型社会形成交付金の対象経費以外の経費につきましては、公共施設等適正管理推進事業債を充当率90%を活用させていただき、その他の経費10%は一般財源となります。本市が借り入れる公共施設等適正管理推進事業債、元利償還金及び一般財源につきましては、協定書に基づく割合により、土浦市と石岡市及び本市で負担することとなります。負担割合は、衛生費がごみ焼却施設の施設部分、均等割50%、人口割50%、民生費が老人福祉センター部分、均等割20%、人口割80%で算出いたします。

また、令和4年第1回定例会にて補正予算を上程する予定でございます。

次の工程表を説明させていただきます。

令和3年10月から準備工事として、組合駐車場に仮設事務所を設置いたしました。

次に、ダイオキシン類、アスベスト安全対策として事前調査を行い、サンプリングをいたします。

また、工事期間中は、粉じん等の測定を毎日行います。

次に、管理棟の解体については、令和3年10月下旬から、令和4年5月末までとなっております。この間に建物の解体ほか基礎の解体や杭の引き抜きを行ってまいります。

次に、粗大ごみ処理施設については、令和3年10月下旬から令和5年1月下旬の予定となっております。建物の解体と地下の躯体等解体を行います。

次に、ごみ焼却施設ですが、令和3年11月中旬から令和4年12月中旬を予定しております。こちらは施設内及び煙突のダイオキシン類等の除染を行いまして、その後解体をいたします。

次に、新焼却施設ストックヤードでございますが、こちらは、令和3年12月から令和4年1月下旬までに完成させ、2月中旬までに焼却灰を移動いたします。

次に、老人福祉センターですが、令和3年10月下旬から令和4年4月中旬まで予定しております。送水管の撤去工事は、令和4年11月から令和5年3月中旬の予定でございます。

工事全体の跡地整備につきましては、令和5年3月中旬頃に終了する予定です。

○櫻井繁行委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
ご質問等はございませんか。

○川村成二委員

解体工事そのものではないのですが、この解体によって、新治広域の備品の処分がされると思うんですけども、その処分で得られる財源等があるんですけども、それはどのように公表というか、議員に対して報告されるのでしょうか。

○企画監（宮本 明君）

本日、その他でご説明させていただこうと思いましたが、報告になりますが、旧新治地方広域事務組合に残っていました、車両とトラック3台及び重機2台等を、一般競争入札により公売をいたしました。予定価格290万円でしたが、落札価格は685万1906円となりまして、収入いたしております。この売却収入ですが、土浦市と石岡市、当市の3市で案分をいたしまして、解体費用に充当いたします。案分の割合は、土浦市が16.8%、石岡市が36.8%、本市が46.3%となっております。これを解体費用に充当するということになります。

○櫻井繁行委員長

ここで、本席を副委員長と交代させていただきます。

机とか椅子、そういった備品はどうなんですか。

○企画監（宮本 明君）

こちらは、以前、構成3市のほうに引き取っていただけるように公約をさせていただいて、必要なものは全て持って行っていただきましたが、残ったものに関しては、最終的に鉄くずとして処分という形になります。

○設楽健夫副委員長

ここで、本席を委員長と交代させていただきます。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで説明員の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時26分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時28分]

次に、(6) 国民健康保険税課税算定方式の見直しについてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市民部長（山内美則君）

(6) 国民健康保険税課税算定方式の見直しについての説明を申し上げます。

国民健康保険税の課税算定方式の見直しにつきましては、県からの要請を受け、現在、令和4年度

からの茨城県内統一を目指し、各市町村において、協議・調整が進められているところでございます。前回8月の当委員会におきまして、その時点で試算したものをお示しさせていただきました。委員の皆様からは、大変貴重なご意見をいただいたところでございます。持ち帰りまして、引き続き試算を行いましたので、本日は、再度説明をさせていただきたいと思っております。

詳細につきましては、国保年金課、豊崎課長から説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

前回同様のテーマで説明させていただいた後、状況に変化がございまして、2方式の説明の関連としまして、今年4年度の県の国民健康保険特別会計に係る決算余剰金の説明をさせていただきます。

今回提出させていただいた資料の左肩に関係資料と書かれた資料をご覧くださいと思います。

この資料については、令和2年度、県の国民健康保険特別会計の内容になります。令和2年度のコロナ禍において医療機関への受診控えが影響し、歳入から歳出を引いた形式的支出は約167億円黒字が生じたことから、(1)に示す基本的な考え方とおおり、繰り越した額のうち国庫に対する返還金等を除いた額、事業費納付金の縮減に活用することと方向性が示されました。この繰越金、留保財源については、8月頃には既に分かっていたところですが、令和3年度の医療費の状況などを踏まえ、具体的な金額は示されておりませんでした。今回10月中旬の県・市町村全県会議において情報の提供がありました。

次のページになりますが、事業費納付金の負担軽減額は、国庫返還金及び医療費補正財源などを差し引いた額60億円を令和4年度、令和5年度に軽減額にするものです。

参考としまして、既に平成30年度の剰余金70億円を令和2年度及び令和3年度に負担軽減として、かすみがうら市で充てられている金額が5314万3000円であることから、逆算をいたしますと、単年度当たり4,500万程度が見込めるものと考えております。ただし、コロナ禍において、受診控えの跳ね返りの可能性も考慮することは、想定範囲で考えておく必要があると考えております。このことを踏まえまして、算定方式の見直しの説明に移っていくこととなります。

以前、8月24日に説明させていただいた内容と重複する部分もございしますが、説明が漏れていた件と併せて、ここ最近になって現時点ではありますが、他市町村の情報や先ほどの負担軽減の条件変更も加わったことで、整理したことについて説明させていただきます。

算定方式の見直しの資料についてですが、まず、算定方式の見直しの目的になります。これまで国保制度は創設以来、市町村自治体で運営してきたところでありましたが、市町村間での医療費の提供体制、医療費水準の差が生じていることは、ご承知のとおりかと存じます。一方で、保険者努力支援制度において、保険料の水準の統一に向けたプロセスが対象となっており、大阪府は既に保険料統一にかじを切っており、一定の評価はなされているようです。

茨城県においては、保険料統一の議論を深める中で、県内の医療費水準に差が生じている状況では難しいとの判断もあり、第一歩として算定方法の県内統一を行い、分かりやすい体系と透明性をより高めた後、保険料の統一に向けた議論を進めていきたいと考えています。

続いて、算定方式の見直しの課題については、国の方向性、県の方向性については、前回の説明のとおりになります。具体的な2方式の課題として、メリットとデメリットを整理させていただきました。

メリットとしては、3方式、4方式に比べて単純化され、簡潔明瞭であること。既に平成20年度か

ら制度化された後期高齢者医療制度においては、2方式を取り入れております。医療費との比較や被保険者の推移といった分析により、将来予測が立てやすく、持続性が高いと考えられます。

また、資産割や平等割の意味がなくなってきたこと、制度創設時の頃は、生活の拠点を地元とし、資産も農業などで収入もあり、価値もありました。家族も二世帯、三世帯で大家族が多い状態でしたが、現在の資産からは応能分の価値を得るのも難しくなり、資産自体持たない方や住所の移動などで資産がほかの自治体にある方も多く見受けられるようになってきました。家族体系においても核家族化が進み、多世代家族形態が少なくなり、ひいては独居世帯が増えている状況になります。このため、資産割や平等割は公平性に欠け、負担が強く感じられる方もいらっしゃいます。これらがなくなること、国保税に対する理解と説得力が高められると考えております。

デメリットについては、所得がある方への増税感、特にかつ資産割を持たない、少ない方にとっては、影響は避けられないと考えています。また、平等割がなくなったことで1人当たりの均等割が増えること、特に子どもが多い世帯にとっては、負担感が多く感じられるものと考えています。このことについては、この後、説明しますシミュレーションの条件の中で改善案を決めて説明させていただきます。

また、次の項目になりますが、現行税率の課題になります。前回は申し上げましたが、税率の見直しの遅れは、やはり課題として提示しなければならないと考えています。このことについては、市がこれまで放置していたことは弁解の余地はないのですが、10年前の社会構造や1人当たりの医療費等を加味すると、乖離しているものと考えられます。また、現在の税率は、医療費分、後期支援分、介護納付分、それぞれの負担割合に合致していない状況にあります。今までは、医療給付費に対する不足分を一般会計に求められたのですが、そもそも当初の予算から法定外繰入金を計上するといったように、赤字補填目的を前提とした繰り入れを行う前提の税率設定になっておりました。法改正に伴い、法定外繰り入れが厳しく制限され、中でも赤字補填目的のものはできなくなりました。加え、県が財政運営の主体となったことから、医療費分、後期支援分、介護納付分の事業費納付金が明瞭化されたことで、税金の割合の在り方に合理性が求められる必要が出てきました。

こちらの上の表です。令和2年度、決算の例で説明させていただきます。

区分の後、右に事業費納付金とその割合及び保険税調定額とその割合といった表になっております。

介護納付金の分ですが、事業費納付金が9.3%に対して調定額が7.0%、差額が2.3%になります。金額にしますと2,200万足らずの金額ですが、不足していることが分かると思います。この納付分は、本来、介護保険の2号被保険者、40歳から65歳の方が支払う金額になります。法定外繰り入れを加味しない状況で、税率設定を行った場合、この金額を本来支払う必要のない高齢者や40歳以下の若年層、あと、子どもたちが負担することになり、世代間の公平性が保たれるものではなくなります。このことを踏まえまして、シミュレーションの条件前提に進ませていただきます。

まず、1に、保険制度の趣旨や国県の動向を踏まえて、赤字補填目的の繰り入れは行わない。

2に、事業費納付金の所要額を確保する。ただし、このことで大きく増減が生じないよう一定の配慮を講じる。ここには、基金であるとか、あと、一般会計の繰入金の見直しとか、そういったところを考えております。

3に、2方式化に伴い、低所得者や所得のある世帯への偏りが課題にならないようにする。こちらについては、応能・応益の割合を5対5に設定し、5対5に近づけるよう設定を行います。

4に、現在の社会構造や家庭構成への配慮をする。増加傾向にある高齢者の独り世帯にあつては、均等割が負担にならないよう配慮、子どもにあつては、既に法整備化されている就学前の子どもの均

等割の半額に加え、今回2方式化の県のインセンティブ、特別調整交付金を充て、18歳以下までの子どもの均等割の半額を実施する。不足する財源については、持続性が求められることから、法定外繰入金の見直しを検討する。具体的には、特定健診や保健衛生普及事業、そちらについては、ルール外の繰り入れが認められていますので、そちらを充てることを検討しております。

また、世代間については、介護給付費をはじめ、医療費の中でも後期支援分など適切な税率設定により説得力を高めること並びに後期高齢者医療制度や介護保険制度なども関連制度に視野を入れ検討する。

5に、県内一斉に行われることを踏まえ、他市町村との比較分析を行う

6に、税率改正に伴い、増減、特に増額は避けられないものであることから、税率見直し前の増減幅を最小限に抑えること。このことについては、県の余剰金精算金による負担軽減を考慮します。ただし、増額要因としての激変緩和分を含むものといたします。

7に、以上の条件が満たされるよう国県支出金や一般会計繰入金の見直し、基金の取り崩しなど最大限に活用し、検討を行うものです。

続きまして、資料ですが、試算表を用意させていただきました。

今回も取扱注意とさせていただきました。終了後回収とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今回についても何回か試算を行った上、現実的な3案に絞り込み資料といたしました。

表題のとおり、現行税率に引き続き参考に1、標準保険料率、2、前回案、続きまして、3から5に変更案となっております。

る可能性もありますし、そちらのほうに誘導することも可能かと思えます。世帯分離をしたことで、軽減世帯、軽減を受けられる可能性があるのですが、市の負担はなく、被保険者には減額に転じる要因にはなると考えています。

○設楽健夫副委員長

他の市町村の納付金も重要かというふうに思いますが、18歳未満の50%軽減で、実際の負担がどのぐらいになっていくのかというシミュレーションは出ているんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

18歳未満の負担の軽減ですが、3案でご説明いたしますと、現在の現行税率で言うと3万円になります。2万2000円不足、後期分の8,000円になりますので、そちらが子どもの均等割になっています。そちらが3万円。今回案でご説明しますと、医療費分で3万円と後期分の1万6000円、足して4万6000円ですので、これを単純に半額にしますと2万3000円という形になりますので、現行の税率よりも低い金額が子どもの均等割として出ております。

○設楽健夫副委員長

茨城県の国民健康保険の運営方針だとか、運営方針に基づいて今シミュレーションを行っていますよね。この県に提出している実績資料がありますよね。いつも方針の一番後ろのほうに載っている8項目ぐらいの。というのは、ほかの市町村との比較が見たいというふうに思うんです。私が確認しているのは、令和2年10月に提出した中でのかすみがうら市の順番だとか、そういうのは分かるんですけども、令和3年の10月段階で、失礼、もっと前に提出していると思えますけれども、そのときもかすみがうら市が県に対して提出している資料はありますよね。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

提出資料がどういったものか、今、私の頭の中では想像つかないんですが、県内市町村の順位、どのぐらいの保険料、1人当たりの保険料をいただいているのか、そういった内容になりますか。

○設楽健夫副委員長

具体的に言うと、茨城県国民健康保険運営方針の資料編と言われるものですよね。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時57分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時58分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほどの資料ですが、令和2年度における年頭の数値に合わせて作られたものだと思います。そちらの資料については、令和2年度の各市町村の数値は、今年度末に調整されて公表されますので、今現在そちらのほうを確認することはできません。

○設楽健夫副委員長

私も今年度のデータでというのは無理だというふうには分かります。令和2年度、10月のデータは出ていますから、恐らくここに出ている令和4年度から県全体の国保のシステムを変えていくんだということもうたわれているし、そうなってくると、例えば、土浦だとか石岡もいろいろ動きがあると思えますけれども、その辺がどういう判断をして、どういう数字になっていくのかというものが欲しいというふうに思うんですよ。理由は、医療費の負担は、県平均よりもかすみがうら市は高いですし、個人の負担もかすみがうら市は県平均よりちょっと、中央値あたりになっていますし、せめてやはり県平均ぐらい。医療費の負担が多いとするならば、それはどういうふうな形で今後対応していくのか

という方針も必要でしょうし、そういう意味で、そういうシミュレーションしたものがあれば、この3の変更案ですか、3万円がどういうレベルにあるのかというのが分かってくると思うんですけども、今のところ3万円という一つの第3案、変更案ね。これがどういうものなのかということに分かるものがあればいいなというのは、分からないんです、要は。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほど設楽委員のご質問についてですが、税率は分かったものの、各市町村の今の所得の状況であるとか被保険者数ということが想定できないので、そちらの数字を導くのは難しいと考えておりますが、こちらの税率に合わせて、この税率を使って、かすみがうら市の今の課税標準額ということは、下表で計算したらどのようなことになるのかという動きは捉えています。そうしたところを最大で2億円ほど減額になるパターンであるとか、当然増える、増税する金額であるとかというのが出てくるわけなんですけれども、大体半々に分かります。今の現状で計算すると、そちらのほうが、増額に転じるものと減額に転じるもので、半々に分かりますので、今、想像でしか言えないんですが、恐らく中央値辺りに位置するだろうと考えています。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで執行部の方には、退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 4時02分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時02分]

次に、かすみがうら市学区審議会の委員の推薦についてを議題といたします。

なお、任期につきましては、令和3年11月1日から令和5年10月31日までの2年間となっております。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 4時03分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時05分]

かすみがうら市学区審議会の委員1名の推薦をお願いいたします。

ここでどなたかご推挙いただけますでしょうか。

○川村成二委員

前回は中根委員長が推薦を受けてやっておりましたので、今回は、櫻井委員長にお願いしたいと思います。

○櫻井繁行委員長

ただいま、川村委員から、私、櫻井を推選するとのご意見がございました。

お諮りいたします。

川村委員からの指名のとおり、私、櫻井を推選することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市学区審議会委員に私、櫻井を推薦することで議長に報告いたします。
以上で、本日の日程事項はすべて終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですので、以上で文教厚生委員会を散会いたします。
お疲れさまでした。

散 会 午後 4時06分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 櫻 井 繁 行